



座間市は11月1日に市制施行50周年を迎えます。

- 目次
- ざ・まる得！プレミアム付商品券(2面)
 - みんなの健康(3面)
 - 所得税などの申告・納期限(4面)
 - 春の全国火災予防運動(5面)
 - ざまインフォメーション(6・7面)
 - 臨時開庁 忙しい春の手続きを便利に(8面)

新型コロナウイルス感染症

ワクチン接種券を発送します

市では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関し、3月下旬以降、市内在住の高齢者(65歳以上)から順次ワクチン接種券を発送予定です。ワクチン接種に関する情報は広報ざまや市ホームページの他、下記の座間市LINE公式アカウント(以下「公式アカウント」)でも配信します。

担当 健康づくり課(新型コロナウイルスワクチン接種担当)

☎046(252)8405 FAX046(255)3550

接種券発送

3月下旬以降予定

※接種券はシール状です。

発送対象者

**65歳以上の
市内在住者※**

※昭和32年4月1日以前に生まれた方。

接種開始

4月以降予定

個別接種については決定次第、広報ざまや市ホームページ、LINEなどでお知らせします。

ワクチン接種(集団接種)の流れ

1 予約

接種券を受け取り後に、予約ができるようになります。

接種会場(予定)

接種場所	所在地
スカイアリーナ座間	相武台1-47-1
サニープレイス座間	緑ヶ丘1-2-1
イオンモール座間3階イオンホール	広野台2-10-4

LINEアプリで予約

座間市新型コロナウイルスワクチン接種相談・予約専用ダイヤルで予約

2 ワクチン接種

接種時に必要な持ち物などは、接種券に同封する案内をご覧ください。

接種(1回目)

2回目の接種の予約

必要な接種間隔を空ける必要があります。

接種(2回目)

**座間市新型コロナウイルス
ワクチン接種相談・予約
専用ダイヤル**

☎0570(666)594

(平日午前10時～午後5時受け付け)

ワクチン接種に関する情報をLINEでお届け

ワクチン接種に関する情報は、公式アカウントで配信予定です。スマートフォンにLINEアプリをインストールの上、3月1日(月)午前10時以降「@zama_city」のアカウントを検索するか、次の2次元バーコードから友だち登録をしてください。



担当 健康づくり課(新型コロナウイルスワクチン接種担当)

☎046(252)8405

FAX046(255)3550

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684(市政戦略課)

○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429(無料)

感染症の影響により、本紙掲載の行事の開催、施設の利用については、市ホームページをご覧ください。担当または問い合わせ先へお問い合わせください。



ざ・まる得！プレミアム付商品券 引き換えと利用のご案内

利用期間が4月14日（水）までの「ざ・まる得！プレミアム付商品券」の引き換え・利用期間は次の通りです。

引き換えは3月14日（日）まで

◆引換券の交換場所と受付時間

場 所	受付時間
イオンスタイル座間1階サービスカウンター	3月14日（日）まで午前10時～午後6時
引換券に記載された郵便局	3月14日（日）まで平日午前9時～午後5時 ※座間郵便局は平日午前9時～午後7時 および土曜日午前9時～午後3時、イオンモール座間内郵便局は午前10時～午後6時。

利用は4月14日（水）まで

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、利用期間を1カ月延長し、4月14日（水）までとしました。券面には3月14日（日）までとなっていますが、4月14日（水）まで使うことができます。4月14日（水）以降は利用ができなくなり、払い戻しもできませんのでご注意ください。

ざ・まる得！プレミアム付商品券について

ざ・まる得！プレミアム付商品券の利用店舗は引き換え時に配布する「店舗一覧」または市プレミアム付商品券専用サイト（<https://premium-gift.jp/zama/>）または次の2次元バーコードで確認できます。



商品券利用時の注意

- おつりは出ません。
- 店舗などでの利用時は冊子から切り離さずに出してください（商品券が冊子から外れた場合は冊子本体と確認をします）。
- 商品券の現金化はできません。
- たばこ・金券などの換金性の高いもの、税金や保険料などの公租公課などの支払いには使用できません。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550

ご利用ください健康診査

市では、3月31日（水）まで次の健康診査を実施しています。受診料・受診方法など詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対 象 令和2年4月1日時点①特定健康診査＝国民健康保険に加入している40～74歳までの方②国保健康診査＝国民健康保険に加入している35～39歳までの方③後期高齢者健康診査＝後期高齢者医療制度に加入している方

担当 ①②について 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX046(252)7043
③について 健康づくり課 ☎046(252)7225 FAX046(255)3550

医療と介護の費用負担を軽減 高額介護合算療養費

令和元年8月1日～令和2年7月31日に支払った医療費と介護サービス費用の自己負担額（世帯合算、高額療養・介護サービス費控除後）の合計が下表の基準額を超えた方へ、超過分を支給します。対象者は次の通り申請してください。

◆国民健康保険・後期高齢者医療保険制度加入者

国民健康保険加入者のうち支給が見込まれる方は3月、後期高齢者医療制度加入者のうち支給が見込まれる方は3～7月に送付する申請案内をご覧ください。

◆被用者保険（会社などの医療保険）加入者

会社などの医療保険（被用者保険）に加入する対象者は、各医療保険に申請してください。

70歳未満の基準

所得区分 （被用者保険は標準報酬月額）	基準額
被用者保険 83万円以上	212万円
国民健康保険 901万円超	
被用者保険 53万円 ～79万円	141万円
国民健康保険 600万円超 ～901万円以下	
被用者保険 28万円 ～50万円	67万円
国民健康保険 210万円超 ～600万円以下	
被用者保険 26万円以下	60万円
国民健康保険 210万円以下	
市民税非課税世帯	34万円

※「所得」は「基礎控除額後の総所得金額等」。
※未申告の場合901万円超えとみなします。

70歳以上の基準

所得区分	基準額
現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般所得者（市民税課税世帯）	56万円
低所得者Ⅱ（世帯全員が市民税非課税世帯）	31万円
低所得者Ⅰ（世帯全員が市民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算））	19万円※

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

医療で支払った自己負担額		介護で支払った自己負担額	
高額療養費 給付済額	合算対象 A	高額介護サービス費 給付済額	合算対象 B

令和元年8月1日～令和2年7月31日の間の合算対象Aと合算対象Bを合計した額が表の基準額を上回った場合、上回った分を給付します。

◆転入した方、医療保険などを変更した方

支給が見込まれる方のうち、令和元年8月1日～令和2年7月31日に転入した方、医療・介護保険を変更した方は、申請案内が届かない場合があるので、担当へお問い合わせください。

必要書類など

マイナンバー（個人番号）の分かるもの、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印（朱肉使用）、振込先が確認できるもの（代理人が申請する場合は、代理人の写真付き身分証明書を持参）

担当 国民健康保険について 国保年金課
☎046(252)7672 FAX046(252)7043
介護保険・総合事業について 介護保険課
☎046(252)7719 FAX046(252)8238
後期高齢者医療制度について 医療課
☎046(252)7213 FAX046(252)7043

国民健康保険の加入・脱退

職場の健康保険および後期高齢者医療制度の加入者、生活保護の受給者などを除いて、全ての方に国民健康保険への加入が義務付けられています。加入義務がある市内在住者は、市役所1階国保年金課で手続きを行ってください。職場の健康保険から変更する方は、資格喪失証明書や退職証明書などが必要です。

また、職場の健康保険などに加入した方は、新しい被保険者証を持参し、脱退手続きを行ってください。国民健康保険の加入日は、届出日ではなく、加入要件を満たした日になるため、国民健康保険税は、加入日までさかのぼって課税します。

国民健康保険の脱退手続きが遅れると、一時的に職場の健康保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになりますので、早めに手続きを行ってください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX046(252)7043

【広告】

祭壇0円、霊柩車・バス不要、安置室あり

大和斎場で賢く安く

葬儀は ししくらセレモニー

（株）ししくらセレモニーは「公営式場で賢く、安く」がコンセプトの葬儀社。大和斎場を熟知している宍倉代表がお客様一人ひとりに寄り添ってご提案します。小さなお葬式、きめ細やかなサービスで対応いたします。



一級葬祭ディレクター
代表取締役
宍倉 作蔵

ししくらセレモニー
家族葬・人形供養のことなら

大和市大和東3-5-5

☎046-289-2828

HPIは「ししくらセレモニー」で検索

事前相談で安心しましょう

人形供養します

読経：圓教寺

3体
1,500円～

人形供養 出張引取りクーポン

1回につき
通常700円

のところが **無料**



公式ツイッター ご登録を

市の公式ツイッターでは、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報などを配信しています。

アカウント名=@Zama_City

アカウントURL=https://twitter.com/Zama_City

担当 市政戦略課
☎046(252)8321
FAX046(255)5090



みんなの健康



市マスコット
キャラクター
「ざまりん」

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 ☎03(3562)8435
※ファミリー・ケア・ネットワーク (<https://familycare.sociohealth.co.jp/>) から「WE B 健康相談」を利用できます。6桁の番号には「867860」と入力してください。
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

BCG接種

委託医療機関で実施します。対象者には個別通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳などを持参し、接種してください。なお、令和2年6月1日以降に生まれた方には4カ月児健康診査の通知に案内を同封または個別通知します。

育児相談

とき＝①3月5日②19日いずれも金曜日午前9時30分～10時30分 ところ＝①北地区文化センター②市民健康センター 内容＝身体測定と食事・発育・育児の相談 持ち物＝母子健康手帳、パスポート 申込方法＝電話で担当へ

赤ちゃん教室

とき＝3月18日(木) 午前10時～11時(受け付けは午前9時50分まで) ところ＝市民健康センター 内容＝離乳食の作り方・すすめ方 対象＝おおむね5～6カ月児とその保護者 定員＝12人(申込順) 持ち物＝母子健康手帳 申込方法＝電話で担当へ

もぐもぐ教室

とき＝3月18日(木) 午後2時～3時(受け付けは午後1時50分まで) ところ＝市民健康センター 内容＝離乳食のすすめ方 対象＝おおむね7～8カ月児とその保護者(離乳食が2回食) 定員＝12人(申込順) 持ち物＝母子健康手帳、抱っこひもなど 申込方法＝電話で担当へ

4カ月児健康診査

とき＝3月16日(火) ところ＝市民健康センター 対象＝令和2年11月生まれ 受付時間・持ち物＝対象者に個別通知

8～10カ月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個別通知をします

高齢者対象 肺炎球菌ワクチン接種

市では、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施しています。希望される方は、必要性や副反応などを理解し接種してください。詳しくは事前に医師や担当へご相談ください。接種は4月以降でも受けられます。

○接種場所 市指定医療機関

※市指定医療機関以外での接種は全額自己負担となりますが、市が認める特別な事情がある方は助成があります。事前に担当へご確認ください。

○対象 市に住民登録があり、65歳以上または60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器機能の身体障害者1級に該当する方(1回でも接種したことがある方は対象外)

○費用 自己負担金3千円(世帯全員が市民税非課税の方は1,500円、生活保護受給者は免除)

○持ち物 健康保険証

担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

ので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳を持参し、受診してください。

1歳6カ月児健康診査

◆内科 とき＝対象者に通知 ところ＝指定医療機関 対象＝令和元年8月

◆歯科 とき＝3月10日・17日いずれも水曜日 ところ＝市民健康センター 対象＝令和元年7月生まれ 受付時間・持ち物＝対象者に個別通知

2歳児歯科健康診査

とき＝3月24日(水) ところ＝市民健康センター 対象＝平成31年2月生まれ 受付時間・持ち物＝対象者に個別通知

3歳6カ月児健康診査

とき＝3月9日(火) ところ＝市民健康センター 対象＝平成29年9月生まれ 受付時間・持ち物＝対象者に個別通知

救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

◆休日(日曜日、祝・休日) 昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科・外科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科・婦人科・眼科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間) ※当番医療機関により異なる場合があります。受付・診療時間は必ず当番医療機関へお問い合わせください。
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日：午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝・休日：午後6時～9時45分
外科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	午後6時～10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日：午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝・休日：午後6時～9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	受付時間
内科・外科	消防テレホンサービス ☎046 (251) 0119 でご確認ください。	午後10時～翌日午前 8 時
小児科 (外科系を除く)	小児救急情報センター ☎046 (255) 9933 でご確認ください。	午後10時～翌日午前 7 時 (重病の場合は午前 8 時)

※聴覚障がいのある方は、専用ファクス ☎119 へお問い合わせください。

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。

※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

就労準備定例相談会

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方へ働くためのサポートを行っており、次の通り相談会を開催します。
※本人以外でも参加できます。

○とき 3月9日(火) 午前10時～午後3時

○ところ はたらっく・ざま(相武台1-35-6三裕ビル2階)

○費用 無料

○申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ

○問い合わせ先 はたらっく・ざま ☎046(204)7624 ☎046(204)7625

担当 生活援護課
☎046(252)8566 ☎046(252)7043

有料広告(広報ざま・市ホームページ)を募集

市では、広報ざま・市ホームページに掲載する広告を募集しています。

◆広報ざま広告

○発行 毎月1日・15日

○配布 約5万部(新聞折り込み42,100部、戸別配布約3,900部、その他公共施設など)

○費用 1万5千円～6万円(サイズにより異なります)

◆市ホームページバナー広告

○トップページアクセス件数 月間約4万7千件(令和元年度)

○費用 月額1万円(1枠当たり)

※掲載条件、申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

担当 市政戦略課
☎046(252)8321 ☎046(255)5090

軽自動車の変更と廃車などは
3月31日までに

担当 市民税課

☎046(252)8004
FAX 046(255)3550

下記①～④の軽自動車税

(種別割)は、毎年4月1日現在の納税義務者に課税します。次の場合などは、3月31日(水)までに申請窓口で手続きをしてください。

- 車両を所有していて申告していない
- 3月中に市外へ転出する
- 譲ったまたは譲り受けた
- 盗まれたまたは紛失中警察届出済
- 処分車両のナンバープレートが残っている

●所有者が亡くなった

○申請窓口 ▽①原動機付

自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクタ1など) ▮市役所2階市民税課▽②二輪の軽自動車(126～250cc)

③二輪の小型自動車(251cc以上) ▮神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所(愛甲郡愛川町中津字桜台7181) ☎050(5540)2037▽④三・四輪の軽自動車(660cc以下の貨物・

乗用車) ▮軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所(愛甲郡愛川町中津字桜台407115) ☎050(3816)3120

○持ち物 ①▽登録 ▮販売

証明書・旧所有者の押印がある譲渡証明書、廃車証明書のうちいずれか1点、新所有者の印、届出者の身分証明書▽廃車 ▮ナンバープレート、標識

交付証明書、所有者の印、届出者の身分証明書▽譲渡(市内の方に譲る場合) ▮標識交付証明書、新所有者の印、旧所有者の押印がある譲渡証明書、届出者の身分証明書②～④申請窓口へ確認

所得税などの申告・納期限

担当 市民税課

☎046(252)8833
FAX 046(255)3550

所得税などの申告・納期限などは次の通りです。

新たに振替納税を希望する方は納税期限までに、大

和税務署または金融機関へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。詳しくは、

問い合わせ先または担当へお問い合わせください。お問い合せください。

※申告期限後に申告書を提出すると、各税額の他に加算税が賦課される場合があります他、延滞税を併せて納付しなければならない場合が

あります。

◆申告書の郵送提出

封筒に差出人(申告者)の住所と氏名を明記し、郵便または信書便で下記問い合わせ先へ郵送してください。税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンなどで記入した申告書の控えと所要額の切手を貼り返信先を記入した返信用封筒を同封してください。

○問い合わせ先 大和税務署(大和市中心5114

122) ☎046(26

2) 9411

税 目	法定申告期限	法定納期限	振替納税の振替日
申告所得税および復興特別所得税	4月15日(木)	4月15日(木)	5月31日(月)
贈与税	4月15日(木)	4月15日(木)	—
消費税および地方消費税	4月15日(木)	4月15日(木)	5月24日(月)

介護に役立つ腰痛予防

担当 介護保険課

☎046(252)7084
FAX 046(255)8388

フィットネスインストラクターの山中康巨さんを講師に招き、腰痛の仕組みを理解し、介護するときに腰に負担の掛からない体の動かし方や力の入れ方を学びます。動きやすい服装・靴

でお越しください。

○とき 3月29日(月) ▽午前コース ▮午前10時～11時30分 ▽午後コース ▮午後2時～3時30分

※内容は同じです。

○ところ 市民健康センター11階多目的ホール

○対象 介護を必要としている方が近くにいる、

医師から運動制限を受けていない市内在住・在勤・在学者

○定員 各20人(申込順)

○参加費 無料

○持ち物 筆記用具、飲み物、大きめのタオルまたはヨガマットなどはヨガマットなど

○申込方法 3月26日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者の能力や希望に応じた介護や機能訓練などを行う介護保険のサービスで、要介護認定などを受けた方が利用できます。なお、市では次の事業所の指定・指導・監督を行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

介護職員と看護師の定期的な訪問と、通報などにより随時対応が受けられます。

小規模多機能型居宅介護事業所

通い、宿泊、訪問を一つの事業所が組み合わせて提供します。希望に応じて臨機応変に対応し、在宅生活を支援する施設です。

看護小規模多機能型居宅介護事業所

通い、宿泊、訪問に加えて看護師による訪問看護を行い、医療ニーズの高い方の在宅生活を支援する施設です。

認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)

認知症と診断された方が介護サービスを受けながら少人数で共同生活する施設です。

地域密着型通所介護事業所

食事・入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションを行う少人数制の通所施設です。

事業所名	所在地	連絡先
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
そよ風定期巡回 ざま	相模が丘5-29-58-1階	☎042(767)3523
小規模多機能型居宅介護事業所		
リビング暖らん	相武台1-35-7-402	☎046(298)5535
ふれんどりいの郷	栗原中央4-23-21	☎046(210)3811
ふれんどりいの家	座間2-2962-16	☎046(298)1177
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護まさみ	相武台1-8-23	☎046(251)3111
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)		
グループホーム小松原	小松原1-28-14	☎046(298)3360
グループホームあいち	相武台1-11-5	☎046(298)7021
グループホームイー・ケア座間	栗原中央3-10-1	☎046(257)1226
花物語ざま	南栗原4-30-40	☎046(252)3787
愛の家グループホーム座間西栗原	西栗原2-15-58	☎046(252)3500
愛の家グループホーム座間	座間2-2884	☎046(252)3300
地域密着型通所介護事業所		
デイサービスピーぶる	相模が丘1-40-15	☎046(252)3252
レコードブック座間相模	相模が丘3-57-1	☎046(244)5365
デイサービスオレンジクラブ	相模が丘4-19-45	☎046(298)5010
ひばりデイサービス小田急相模原	相模が丘4-63-7-3階	☎046(259)7261
ケアハーモニーデイサービス	相模が丘5-10-3-1階	☎042(705)9217
デイサービスセンター手をつな号	相模が丘5-41-57	☎042(705)2345
わ～くすケア座間	小松原1-22-12	☎046(257)0600
座間デイサービス小松原	小松原1-26-13-102	☎046(298)5261
サロンディウエルハイムひばりが丘	ひばりが丘5-14-27	☎046(298)5022
茜デイサービス	栗原中央1-31-24	☎046(259)6603
リビングケア唯の郷栗原中央	栗原中央1-34-50	☎046(240)7019
デイサービスふれんどりい	栗原中央4-23-21	☎046(255)5666
デイサービスりぼん 座間	南栗原4-29-9	☎046(244)0848
おけいこサロン 寿	南栗原6-17-8-1階	☎046(200)9780
リビングケア唯の家座間緑ヶ丘	緑ヶ丘4-11-12	☎046(244)4352
デイサービス カナンの家	立野台1-8-37	☎046(255)7657
ゆめの木座間	座間1-3059-1-2階	☎046(211)8673
ひばりデイサービス座間	座間1-3412-1	☎046(240)0592
茶話本舗デイサービス座間	入谷東3-24-7	☎046(240)8781
くつろぎ処 夢みん	入谷西3-10-28	☎046(257)6994

担当 介護保険課 ☎046(252)8077 FAX 046(252)8238

自殺対策強化月間

毎年、自殺者数の多い3月を、悩みや問題を抱えた方が支援を求めやすい環境を整備するための「自殺対策強化月間」と定めています。市では、同月間に合わせて、市役所1階エレベーター前で「自殺対策普及啓発コーナー」を開設します。自殺を予防するには、自殺を考えている方の「心のサイン」に気づき、担当や専門機関へつなぐことが重要です。ご理解とご協力をお願いします。

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

春の全国火災予防運動

統一標語『その火事を防ぐあなたに金メダル』

市では、3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動を実施します。さらに、この期間中は、全国山火事防止運動、車両火災予防運動も併せて実施されます。

市消防本部のまとめでは、令和2年中、市内で34件の火災が発生しました。

市民の皆さんもこの機会に消火器や住宅用火災警報器の設置や点検状況、取り扱いなどを確認し、火災予防を怠らないようにしましょう。

住宅用火災警報器の掃除、点検はしていますか？

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しました。電池切れなどの点検や機器の清掃をしましょう。住宅用火災警報器は住宅火災を早期に発見して逃げ遅れによる死者を減らすためにとても重要なものです。皆さんの命と大切な財産を守るため、適切な手入れを心掛けましょう。

担当 予防課 ☎046(256)2187 ㊟046(256)3225

市民朝市

- と き 3月14日・28日いずれも日曜日午前7時～売り切れ次第終了
- ところ 市役所ふれあい広場（雨天時は市役所1階アトリウム）
- 販売品 地場産野菜、農産物、加工品、肉、花き、市特産品など
- 持ち物 マイバッグ（買い物袋は有料です）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令された場合は中止します。

担当 農政課 ☎046(252)7601 ㊟046(255)3550

3月に納めていただくのは

▽国民健康保険税（第10期）▽介護保険料（第10期）▽後期高齢者医療保険料（第9期）
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 ㊟046(255)3550へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003 ㊟046(252)7043へ）。

サニースペース座間の利用方法

サニースペース座間では、会議室などの貸し出しを行っています（事前申込制）。

○**利用方法** サニースペース座間2階市社会福祉協議会で配布する利用申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、使用料を添えて直接同協議会へ（3カ月前から申込可）

○**使用料** 1時間当たり210～1,260円（前納された使用料は原則還付不可）

◆登録団体の使用料免除

令和3年度に、主に社会福祉活動を行う登録団体は、利用内容により使用料が免除となる場合があります（会議などでの利用は免除不可）。団体登録の有効期間は、4月1日～翌年3月31日となり、毎年度登録が必要です。利用申請を行う14日前をめどに登録してください。

○**登録方法** サニースペース座間2階市社会福祉協議会で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、団体会則、構成員名簿、活動報告、収支報告書を添えて直接同協議会へ

○**問い合わせ先** 市社会福祉協議会 ☎046(266)1294 ㊟046(266)2009（祝・休日、年末年始を除く平日午前9時～午後5時受け付け）

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 ㊟046(255)3550

3月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区 分	と き		と ころ
消 費 生 活 (訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、 午後1時～4時		☎046(252)8490 (電話相談可)
弁 護 士	9日夜 10日 16日夜 17日 23日夜 24日	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行 政 書 士 (国に対する要望)	18日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分 (17日まで受け付け)	
行 政 書 士 (遺言書等作成)	11日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分	
交 通 事 故	16日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時	
司 法 書 士 (登記・少額訴訟)	19日	4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分（電話のみ）	
不 動 産 (取引・契約)	25日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション (近隣・管理組合)	12日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分 (11日まで受け付け)	
税 理 士	26日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分	
市 民 一 般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、 午後1時～5時15分		
	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 ㊟046(252)0220		
女 性 相 談 (DVなど)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、 午後1時～5時15分		市役所1階広聴人権課
	担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 ㊟046(252)0220		
駐留軍離職者	18日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ふれあい会館2階会議室
	担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ㊟046(255)3550		
認 知 症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時(電話のみ)		
	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ㊟046(252)8238		
社 会 福 祉 士 (成年後見制度)	18日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分 (予約制（電話可）。15日まで受け付け)	市役所4階 4-2会議室
	担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 ㊟046(255)3550		
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））		市役所1階 障がい福祉課
	担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ㊟046(252)7043		
自 立 サ ポ ー ト 相 談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時		市役所1階生活支援課
	担当 生活支援課 ☎046(252)8566 ㊟046(252)7043		
児 童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、 午後1時～5時15分（電話可）		市役所2階子ども政策課
	担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 ㊟046(255)5080		
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、 午後1時～4時45分（予約制（電話可））		市役所2階子ども育成課
	担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ㊟046(255)5080		
青 少 年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時		青少年センター1階 青少年相談室
	担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 ㊟046(259)2163		
教 育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時		市役所5階教育研究所
子どもいじめ ホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)		
	担当 教育研究所 ☎046(259)2164 ㊟046(252)4311		
就 学 (障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、 午後1時～4時（予約制（電話可））		市役所5階教育指導課
	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ㊟046(252)4311		



座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号（郵便物は、郵便番号と「座間市役所＋課名」を記入することで届きます）
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550 URL <https://www.city.zama.kanagawa.jp/> [座間市ホームページ](#) [検索](#)
 ◆開庁時間 月曜～金曜日（祝・休日と年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分（第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施）
 ★市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとぞま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。お問い合わせは、特に記載がなければ、開庁時間内をお願いします。

みんなのかなかまとなりっぷ動画公開

新型コロナウイルスに負けず今は近場で楽しんで、地元の経済や観光を応援しようとした8市町村連携企画です。皆さんが撮影した地元のお勧めスポットや近場で楽しむ様子の写真を集め、動画を作りました。



今後も感染対策が欠かせない日々が続きます。近隣で力を合わせ、この困難を乗り越えていきましょう。

○公開場所 かなかまとなりっぷYouTubeチャンネル
https://www.youtube.com/channel/UCaXR_4_RDYAUym9k0J1ZR8Q(次の2次元バーコードからアクセス可)



担当 市政戦略課 ☎046(252)8321 ☎046(255)5090

臨時開庁 忙しい春の手続きを便利に

進学や就職、転勤などの理由で、住所変更などの届け出の機会が多くなる時期に、窓口での混雑緩和を目的として、3月20日、4月3日いずれも土曜日に一部窓口を臨時開庁します（出張所を除く）。混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお来庁ください。届け出の内容によって、他市区町村への確認が必要なため、当日の処理ができない場合があります。詳しくは、**下表**の担当へお問い合わせください。

○臨時開庁 3月20日、4月3日いずれも土曜日午前8時30分～正午（3月13日・27日、4月10日・24日いずれも土曜日は通常通り土曜開庁を実施）
 ※臨時開庁は通常の土曜開庁と開庁している課が異なりますのでご注意ください。

届け出	担 当
住民異動届、戸籍届出の受け付け、証明書の発行（税務諸証明を除く）、国民年金加入者の住所変更、印鑑登録、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付など	戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550
母子健康手帳の交付、妊産婦健診費用補助券などの交付、出生連絡票の受理	健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550
小児・障害者医療費助成に係る住所変更、後期高齢者医療制度被保険者の住所変更の書類受け付け	医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043
国民健康保険に係る手続き	国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043
介護保険対象者の住所変更など	介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238
タクシー・ガソリン・バス券の交付手続き、障害者手帳の住所変更など（受け付けは、いずれも4月3日（土）のみ）	障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043
児童手当受給者の住所変更など	子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080
転入学受け付け（受け付けは、3月27日、4月3日いずれも土曜日のみ）	学校教育課 ☎046(252)8739 ☎046(252)4311

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550



SC相模原試合情報

市がホームタウンとなっているJリーグサッカーチーム「SC相模原」の3月のホームゲームは次の通りです。

○と き ①3月7日②21日いずれも日曜日①午後1時から②午後4時から

○ところ 相模原ギオンスタジアム（相模原市南区下溝4169）

○対戦チーム ①ザスパ草津②大宮アルディージャ

担当 スポーツ課 ☎046(252)8177 ☎046(255)3550

市民芸術祭絵画展作品募集

4月に開催する「市民芸術祭絵画展」で展示する作品を、次の通り募集します。詳しくは担当へお問い合わせください。

○応募作品 油絵、水彩、墨絵、日本画、版画、パステルなど一人1点まで、大きさは30号（約91センチメートル×73センチメートル）までで、標準的な額装（ガラスは不可）または軸装し、展示用掛けひもを必ず取り付け、作品、入れ箱、袋に名前を記入（出品料＝無料）

○応募資格 市内で文化活動をしている方または市内在住・在勤・在学の高校生以上の方

○応募方法 市役所5階生涯学習課、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンターで配布する出品応募票（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入し、3月26日（金）までに出品応募票のみを〒252-8566座間市役所生涯学習課宛てに郵送または直接担当へ

○作品搬入日時 4月15日（木）午前9時30分（時間厳守）

※飾り付け、片付けは出品者で行ってください。

○搬入場所 ハーモニーホール座間ギャラリー

○展示期間 4月15日（木）～18日（日）午前9時30分～午後4時（初日は午後1時から）

担当 生涯学習課 ☎046(252)8476 ☎046(252)4311

ご注意ください 感染リスクが高まる「5つの場面」

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大を防止するため次の「5つの場面」に気を付けましょう。また、引き続き「3つの密」の回避、咳エチケットに気を付け、小まめに手洗いを行いましょう。

◆感染リスクが高まる「5つの場面」

（1）飲酒を伴う懇親会など 	（2）大人数や長時間に及ぶ飲食 	（3）マスクなしでの会話
（4）狭い空間での共同生活 	（5）居場所の切り替わり（休憩室、更衣室など） 	仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により感染リスクが高まります。

新型コロナウイルスについて

◆重症となりやすい方

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満）がある方は重症化しやすいことが分かっています。

◆感染する力が強い期間

新型コロナウイルス感染症に感染した人が、他の人に感染させる恐れがある期間は、発症の2日前から発症後7～10日程度とされています。この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が多くなると考えられています。

※新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先は**6面**「発熱などで受診時の相談先」をご覧ください。

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

赤ちゃん
こんにちは



老川 由織ちゃん
R1.12.7生まれ
南栗原



藪本 悠月ちゃん
R2.9.30生まれ
ひばりが丘



遠藤 智史ちゃん
R2.1.21生まれ
入谷東